

◎地方交付税法等の一部を改正する法律

(平成一九年二月一五日法律第一号)

一、提案理由 (平成一九年二月二日・衆議院総務委員会)

○菅国務大臣 地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

平成十八年度の補正予算により、同年度分の地方交付税が二兆千四百二十五億円増加することとなりますが、地方財政の状況にかんがみ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を五千三百三十六億円減額するとともに、普通交付税の調整額の復活に要する額八百八十一億円を交付するほか、残余の額一兆五千二百八億円を平成十九年度分の地方交付税の総額に加算して、同年度に交付することができることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告 (平成一九年二月二日)

○佐藤勉君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十八年度の補正予算により、同年度分の地方交付税が増加することに伴い、交付税特別会計における借入金の減額及び普通交付税の調整額の復活に要する額の交付を行うほか、残余の額を平成十九年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して同年度に交付することができることとするものであります。

本案は、本日本委員会に付託され、菅総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告 (平成一九年二月六日)

○山内俊夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十八年度補正予算により増額された同年度分の地方交付税について、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を償還するとともに、調整額の復活のため普通交付税の増額を行った上で、残余の額を同年度内に交付しない
で、平成十九年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものであります。

委員会におきましては、地方団体の安定的な財政運営と一般財源総額の確保、交付税特別会計借入金の償還及び次年度への繰越しを行う理由、夕張市の財政再建問題への取組、分権改革推進委員会の委員人選の進め方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。